

働き方改革と広島大学の現状

広島大学病院 副院長（労働環境改善担当）

心臓血管外科診療科長

広島大学大学院医系科学研究科 外科学

高橋信也



はじめに

- 2024年4月から働き方改革が施行されている。
- 広島大学でも数年前より準備を開始してきて、今もさまざまな問題に対して協議、調整を続けているところである。
- まだまだこれからの部分もたくさんあるが、広島大学の現状について述べる。

アジェンダ

- 医師の労働時間適正化に向けた動き
- 時間外労働の上限規制

- 医師の労働時間管理
- 追加的健康確保措置（連続勤務時間制限・勤務間
- インターバル規制等）

- 長時間労働医師への面接指導

- 宿日直・昼夜勤・オンコール勤務体制

- タスクシフト・シェア

医師の労働時間適正化に向けた動き

医師の労働時間適正化に向けた動き

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（2018年2月）

- 医師の労働時間の適正化に向けた取組
医師の**在院時間**について客観的な把握

働き方改革関連法（2019年4月施行）

時間外労働の上限規制（罰則付き）

- 法律で時間外労働の上限を規制（原則 月45時間・年360時間）
- 臨時的な特別な事情がある場合でも
年720時間以内・複数月平均80時間以内（休日労働含む）
月100時間未満（休日労働サービス）・月45時間超の月は年間6か月まで
- **医師については、施行5年後（2024年4月）に適用開始**

労働時間の客観的な把握

- 健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を
客観的な方法その他適切な方法で把握するよう法律で義務付け

時間外労働の上限規制

時間外労働の上限規制

□	一般則	診療従事勤務医 A水準	地域医療確保 暫定特例水準 連携B水準 B水準	集中的 技能向上水準 C-1水準 C-2水準
通常の 時間外労働	月45時間以下 年360時間以下			
「臨時的な必要がある場合」の上限	月100時間未満	月100時間未満		
	月45時間超えは年に6月以内 年720時間以下	年960時間以下	年1860時間以下 ※連携B水準は うち院内が 年960時間以下	年1860時間以下

※労働時間には兼業分も含まれる。

病院勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働をしているという現状

<連携B水準>

医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関。

(**大学病院**，地域医療支援病院等)

広島大学病院として
連携B水準を目指すこととした

連携B水準を得るためには？

広島県
特定労務管理対象機関の指定申請について

印刷用ページを表示する 掲載日：2023年7月18日

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定に基づく改正後の医療法第113条第1項等の規定により、令和6年4月以降、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）として都道府県知事の指定を受ける必要があります。

○指定申請に係るスケジュール

特定労務管理対象機関の指定を受けるまでのスケジュールは、以下のとおりです。

- （1）医師の労働時間の短縮に関する計画（以下、「医師労働時間短縮計画」）の案を作成します。
- （2）医師労働時間短縮計画について医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」）の評価を受審します。
評価には少なくとも4か月程度を要するとされていますので、指定を受ける医療機関は早急に評価センターの評価を受審してください。
- （3）評価センターの評価結果を踏まえて、県へ指定申請します。

○提出書類

各水準には別定要件があり、必要な書類が異なります。
提出書類（例）をご確認の上、以下の書類をご提出ください。

⇒ ⑥ 指定要件・提出書類（例）_JPDFファイル(167KBI)

<各水準共通>

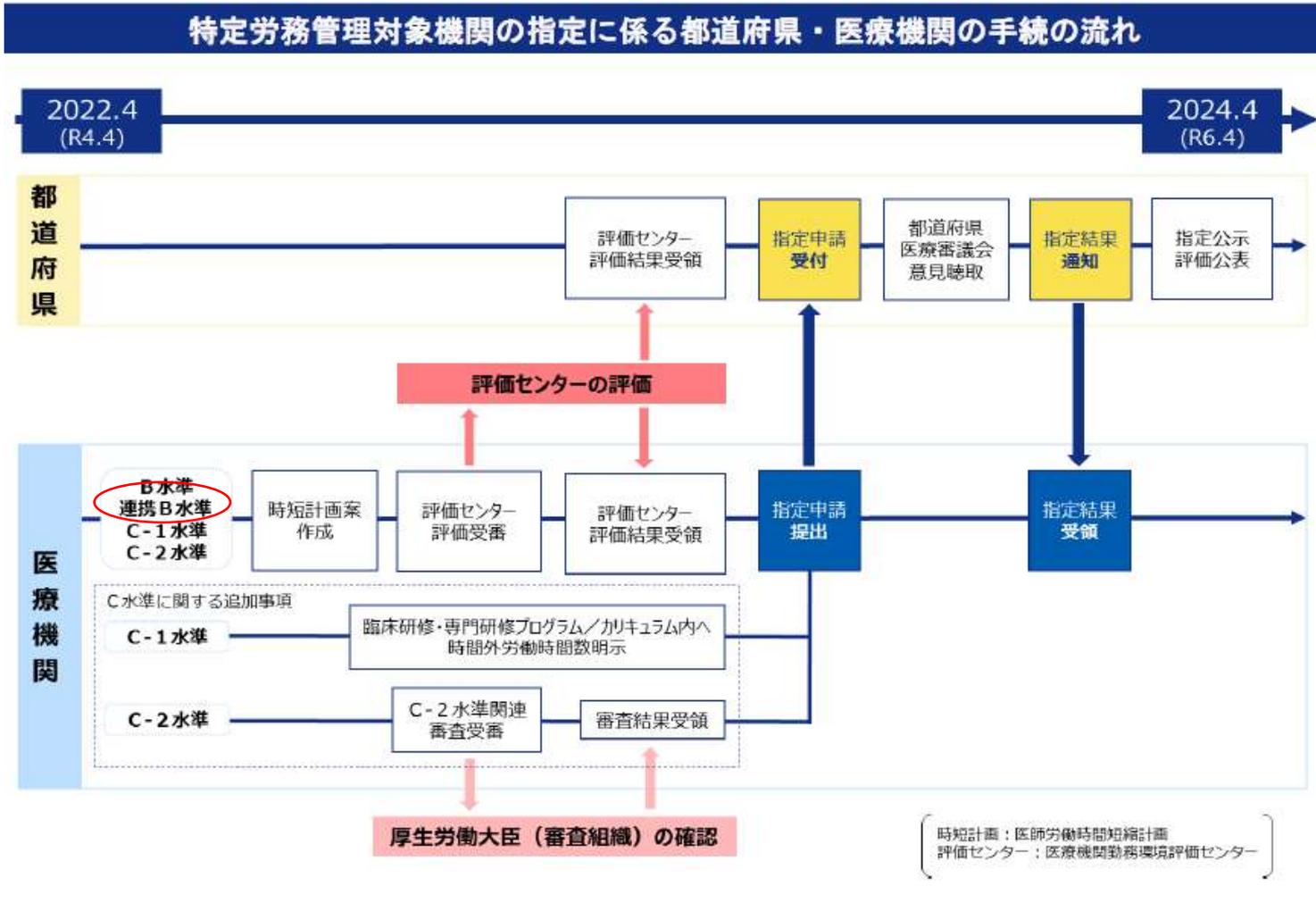
- （1）医師労働時間短縮計画（案）
（評価センターへ提出したもの）
- （2）医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
（評価センターによる評価結果の報告書）
- （3）医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
⑥ 《様式第5号》_JWordファイル(17KBI)
- （4）医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 ■（2）の添付のみで可能

特定労務管理対象機関として
広島県知事の指定を受ける必要あり

指定を受けるには
時短計画を作成して
医療機関勤務環境評価センター
の評価を受審

4ヶ月の時間が必要！

2024年4月に向けた広島大学でのスケジュール



→連携Bを取得しました

医師の労働時間管理

医師の労働時間管理

勤怠管理システム「Dr.JOY」の導入

※ Dr.JOY利用マニュアル

医師向けの勤務管理システム。労働時間を客観的に把握することで、医師の労働時間の適正化を目指して導入し、2022年8月から試行運用。

仕組み

- ① **タグビーコン（発信機）** を持ち歩くことで、広島大学病院と併設される広島大学霞キャンパス内の各所に設置された受信機が検知すると、出退勤データが自動でシステムに反映。
- ② 所定労働時間から超過した部分について、残業・自己研鑽等の申請。



常時
携帯



Bluetooth



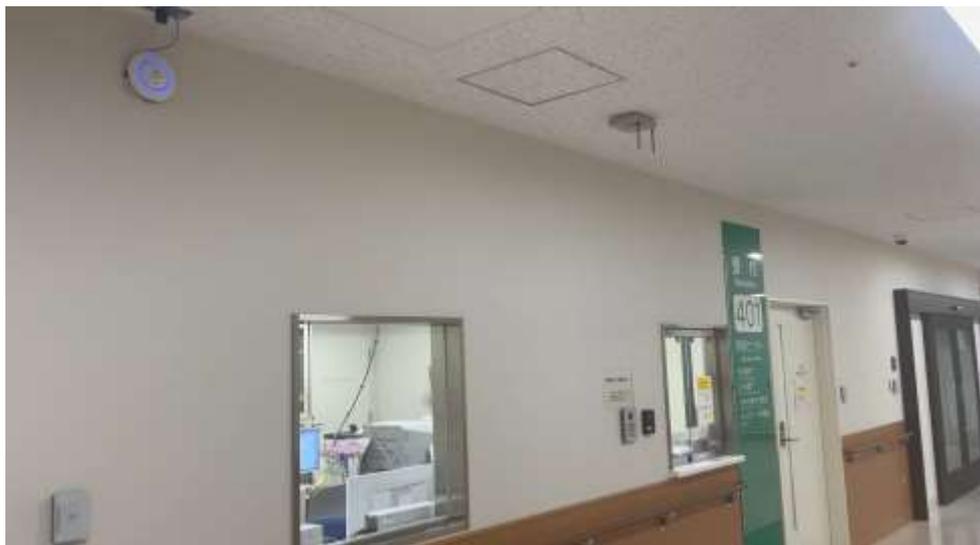
Dr. JOY @ 外科学医局前



受信機!



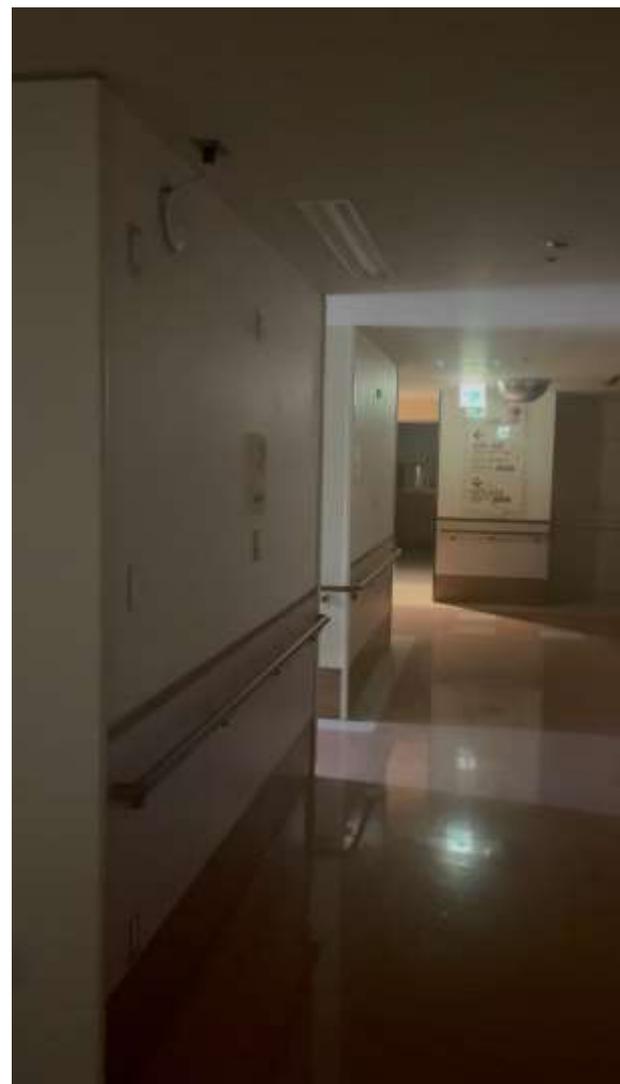
Dr. JOY： 院内の各所に受信機が設置



手術室前

院内のどこにいたかが分かるようになっている。

業務か**業務外活動**かの判断材料として有効。



病棟

Dr. JOYの実際



業務か自己研鑽か、自分の行動履歴が明確になります。¹⁴

医師の労働時間管理 その時間外、業務？自己研鑽？

労働（業務）の考え方

- ① 「労働時間」とは、使用者の「指揮命令下にある時間」をいう。
- ② 使用者の明示的・黙示的な支持により業務を行う場合は、労働時間に該当する。
- ③ 労働時間は、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務付けられたものといえるか否か等によって判断される。

裁量労働制適用者以外 医科研修医など

若い先生（変形労働性）

所定労働時間内に行う活動は、すべて「業務」。

所定労働時間外に行う活動について、「業務」と「業務外活動」に区分。

裁量労働制適用者

多くのスタッフ（裁量労働制）

裁量労働制適用者は、業務と自己研鑽という問題は、本来関係なし
ただし、広島大学において、休日又は休日以外の午後5時から翌日8時30分ま
でに診療業務を行った場合は、従事時間数に応じた「診療付加手当」を支給。¹⁵

手術室の外回り？見学？ 外科医的には歴とした仕事ですが・・・

8時30分から17時



業務

17時以降朝まで



命令なら業務
自分の意志なら自己研鑽

各自の考え方を尊重する

広島大学病院における業務と業務外活動の区分表（案）

裁量労働制適用者以外（変形労働時間制者，医科診療医等）

変形労働性

すべて「**所定労働時間外**」の話です！

各自、確認の上、業務として申請

区分	業務	業務外活動(労働時間に含まれない活動)
診療	1) 医師が患者のために行う全ての医療行為(準備, インフォームド・コンセント, カルテ記載, 治験等含む)	1) 医師自身のスキルアップ目的の手技トレーニング(診療ガイドラインの勉強, 手術・処置等の予習振り返り, ビデオ学習含む)
	2) 手術(手術室入室から退出まで) ※内科における全身麻酔下内視鏡検査・内視鏡治療, 外科における標本整理を含む	2) 手術・処置等の見学や症例経験蓄積のための見学(任意参加のものに限る。)
	3) 上長から出席を命ぜられる診療にかかるカンファレンス	3) 専門医取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講(任意参加のものに限る。)等
	4) 診療計画の策定	4) 最新治療法, 新薬等の診療に関する将来を見越しての情報収集(薬剤説明会など)
	5) 診療のための画像診断, 読影, それに伴う指示	5) 出席が任意であるカンファレンス
	6) 夜間における翌日の診療準備, 又は土日祝日(勤務を要しない日)における翌週の準備)	6) 外科治療後のビデオ編集(手術記録作成は業務)
	7) 土日祝日(勤務を要しない日)の回診 ※やむを得ず緊急を要する場合で, 電子カルテに記載される診療に限る	7) 院内勉強会への参加・発表会(抄読会など)(任意参加のものに限る。)
	8) 宿日直許可ありの宿直, 日直の業務中における緊急診療 ※電子カルテに記載される診療に限る ※時間外勤務手当相当額は宿日直手当に含めて支給する	8) 緊急診療に従事しない宿直, 日直の時間
	9) 研修医・専攻医等への指導	9) 左記に当てはまらない診療にかかるその他の活動

広島大学病院における業務と業務外活動の区分表（案）

各自、確認の上、業務として申請

区分	業務		業務外活動(労働時間に含まれない活動)	
教育	1)	※教育活動は、原則として所定労働時間内に行うこと 講義(講義準備, 試験問題作成, 試験準備を含む)※()内の準備等は, カルテ等の閲覧が必要なものに限る。	1)	左記に当てはまらない教育にかかるその他の活動
	2)	入試関係業務(試験問題作成, 採点等)		
研究				※所定労働時間(夜間・休日を含む)に行う研究活動は、自由な意思に活動として、業務外活動に位置づける
管理運営	1)	※参加者に出席することを義務づけた委員会・研修・講演会等に限る、業務として取扱う 大学, 病院運営のための委員会, 審議会, 会議への出席	1)	受講が任意である研修
	2)	病院が受講を義務づけている研修	2)	受講が任意である講演
	3)	病院が受講を義務づけている講演	3)	受講が任意であるビデオ視聴
	4)	病院が受講を義務づけているビデオ視聴 ※勤務時間内に視聴することを原則とする。	4)	左記に当てはまらない管理運営にかかるその他の活動
	5)	大学が作成を義務づけている調書作成と入力		
	6)	研究支援業務		
	7)	診療科・分野に係る管理・運営のための事務作業		

追加的健康確保措置

(連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制)

追加的健康確保措置（連続勤務時間制限 ・勤務間インターバル規制）

基本的な考え方

<通常の日勤及び宿日直許可のある宿日直に従事する場合>

①始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间

15時間の連続勤務時間制限

<宿日直許可のない宿日直に従事する場合>

②始業から46時間以内に18時間の連続した休息时间

28時間の連続勤務時間制限

・ 確実に休息を確保する観点から、9時間又は18時間の連続した休息時間は、事前に勤務シフト等で予定されたものであることを原則とする。

・ 予定された9時間又は18時間の連続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与する。

・ **宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなし、**この場合に通常の勤務時間と同態様の労働が発生した場合は、管理者は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務を負う。（※）

※休暇の取得の呼びかけ等の休息時間を確保するための何らかの取組を行う義務が発生する。
(必ずしも結果として休息時間の確保そのものが求められるものではない。)

宿日直許可のある宿日直とは

- 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務
- 労基法32条などの労働時間に関する規制の対象外
- 36協定の限度時間にカウントしない。

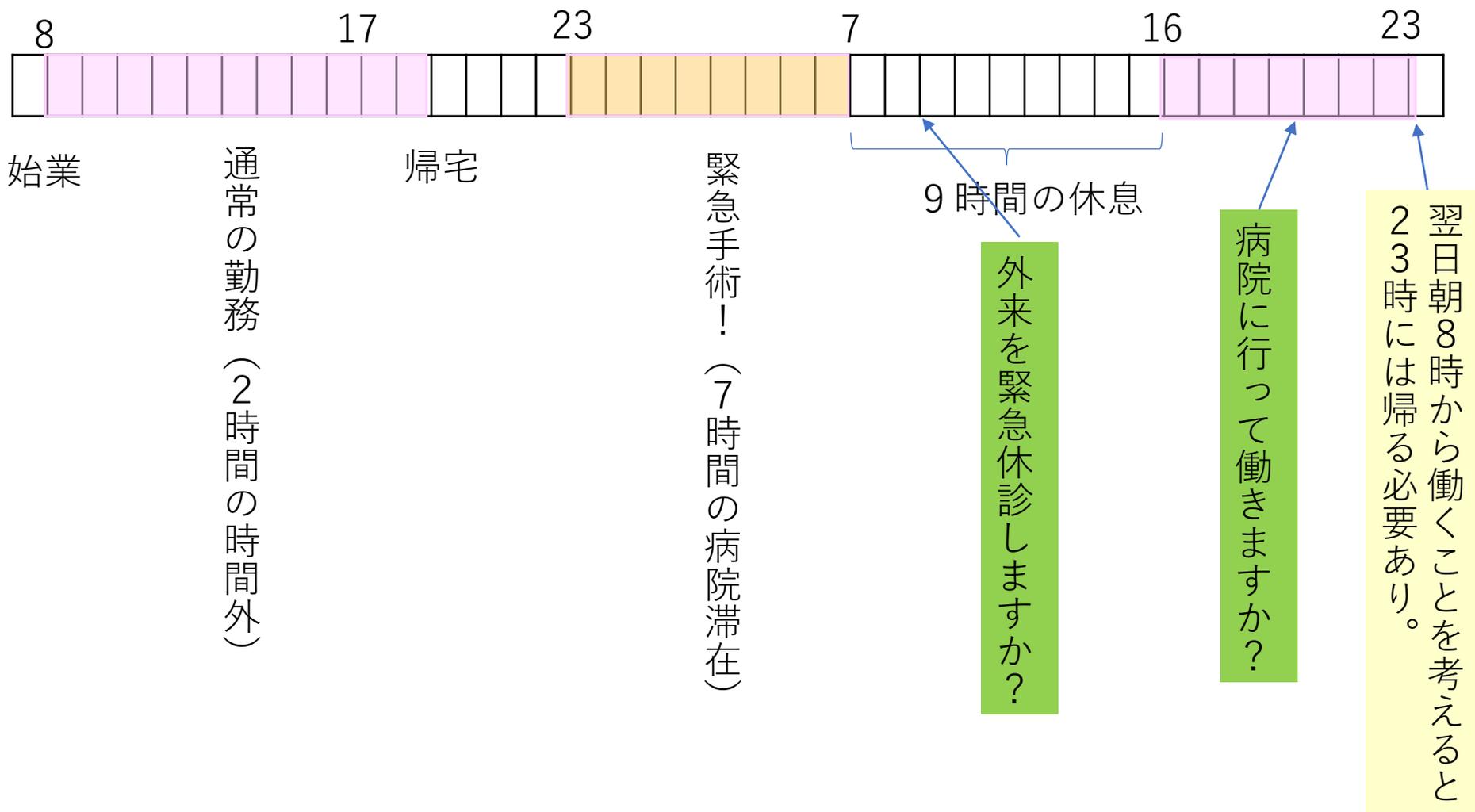
**寝当直は、大学でも関連病院でも、ゼロカウント！
労働時間にあらず！**



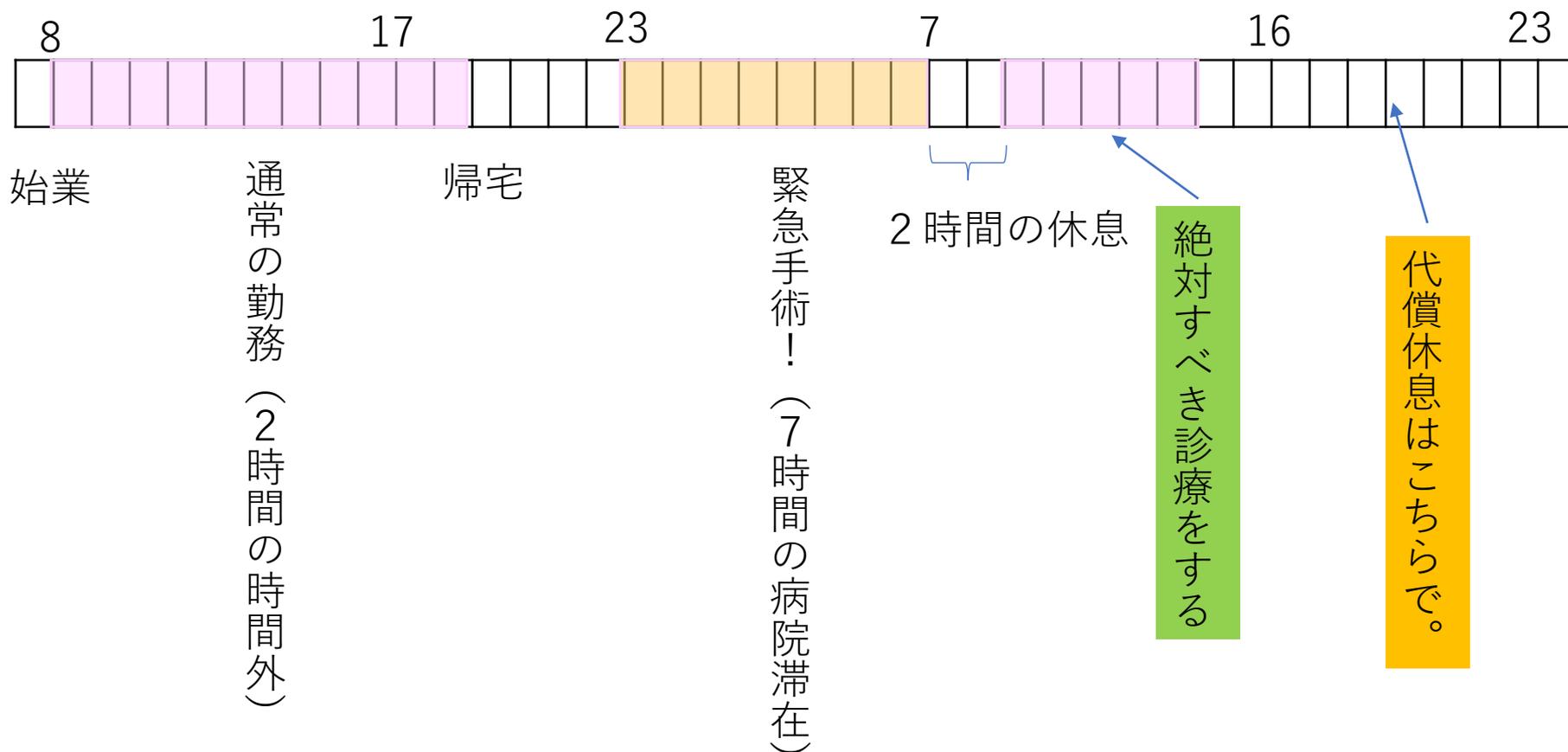
細かい回数規制もありますが
人手不足においては許容される

ほとんどの関連病院にて
「宿日直許可のある宿日直」を取得するように働き
かけてきました。
(これがないと、事実上、大学から派遣できない)

夜間緊急手術で出動（杓子定規な時間経過）



夜間緊急手術で出動（現実的な時間経過）



まずは、勤務間インターバルについて、理解を深めることが大切！
労働の状況が診療科ごとに違うため、各科毎での検討

長時間労働医師への面接

長時間労働医師への面接指導

面接指導の目的

- ① 面接指導は、長時間労働の医師一人ひとりの健康状態を確認し、必要に応じて就業上の措置を講じることを目的として行う。
- ② **時間外・休日労働が月100時間以上になると見込まれる**医師に対して、健康確保のため面接指導を実施しなければならない。
- ③ 面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は、面接指導に必要な知見に係る研修（面接指導実施医師養成講習会）を受講し、修了することが求められている。

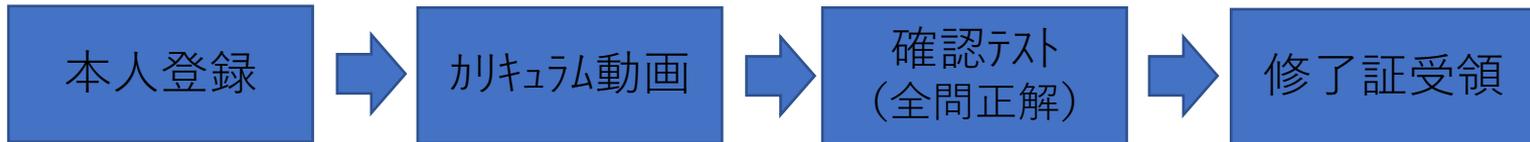
広島大学病院の長時間労働医師への面接指導

面接指導実施医師

各診療科から1名、長時間労働の面接指導に際して必要な知見に係る講習（厚生労働省）を受講して従事する。

<面接指導実施医師養成講習会（eラーニング）の流れ>

・動画視聴約200分、確認テスト20問



面接指導対象医師

- ① 前月又は当月の時間外・休日労働が80時間を超えて、100時間を超えることが見込まれる者。
 - ② 前月の時間外・休日労働が100時間を超えた者。
 - ③ その他、自分の健康や働き方を見直す機会を得るために、健康管理、労働時間管理の助言を求めることを希望する者。
- ※面接指導を受けなければ、原則、月100時間を超えられない。

面接指導実施医師養成講習会（eラーニング）

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ



医師の働き方改革における面接指導実施医師に関する総合サイトです。

このウェブサイトは、令和6年4月より施行される、長時間労働医師への面接指導実施医師が業務を行うために必要とされるオンライン講習（eラーニング）を提供しています。受講にはログインIDとパスワードの発行が必要です。医師法に基づく医師免許を有する者であれば、受講することができ、また、受講に費用はかかりません。

面接指導実施医師養成講習会

高橋 信也 ログアウト

面接指導実施医師養成講習会

面接指導実施医師養成講習会を受講する

講習会

医師登録番号確認



【重要：必ず実行条件です。】医師登録番号入力



面接指導実施医師養成講習会について



面接指導実施医師養成講習会について、（クリックすると動画が始まります）。



第1章 総論・法制論



第1章 総論・法制論（クリックすると動画が始まります）。



第1章 総論テスト



第2章 健康管理



第2章 健康管理（クリックすると動画が始まります）



長時間労働医師への面接指導

就業上の措置

面接指導の結果、措置が必要と考えられた場合
面接指導実施医師→報告
→病院長及び診療科長へ就業上の措置を通知。

面接指導実施医師に対する手当

面接指導は業務負荷
職務付加手当（3000円/月）を支給。

その他

面接指導対象医師及びその面接結果、時間外・休日労働が月155時間を超える医師についての情報は、霞地区安全衛生委員会及び医科領域業務連絡協議会に報告することとし、これらの委員会等において対策を検討する。

Dr.JOY上長時間在院医師への 実際の面接トライアル（他科）

2023年9月実施



高橋「長時間、特に休日に外来にいるのはなぜですか？」

若手医師「外来が快適に論文が書けるからです」

高橋「自己研鑽ということですか？」

若手医師「おっしゃる通りです。自己研鑽で申請しています」

若手医師「自分の上司ではない人への面接の方が話しやすい部分もあるかもしれませんね」

高橋「今後検討いたします」

就業上の措置

面接指導の結果、措置が必要と考えられた場合
面接指導実施医師→報告
→病院長及び診療科長へ就業上の措置を通知。

面接指導実施医師とは誰か？
診療科長が面接する？

Dr.JOY上長時間在院医師への 実際の面接トライアル（自科）

2023年9月実施



高橋「長時間、働いているのはなぜですか？」
若手医師「手術が大変なことと、夜中に緊急手術が多いからでしょうか」
高橋「それらは労働ということですね」
若手医師「おっしゃる通りですが、上限が決まっているので、上手に申請しています。あと、日中の所定労働時間内に、他の人の手術を見て勉強しているので、夜に業務が回ります」
高橋「他の人の手術を見てもいいですが、例えば、手術室で何か業務はできませんか？」
若手医師「うちの病院は、手術室のパソコンが少ないし、wifiが飛んでないから仕事ができないと、若手のみならず多くの中堅が言ってます。麻酔科の先生も言ってますよ。」
高橋「今後の検討課題とします」

外科医を育てるのは非常に難しい
想定外？の意見も聴取できて有益

Dr.JOY上長時間在院医師への 実際の面接トライアル（自科）

2023年9月実施



高橋「なぜ院内にいますか」
若手医師「手術がありますし、
その後の記録をきっちりと作成
していたら、どうしても夜遅く
なります。」
高橋「いずれにしても、まずは、
自分の中で何が減らせるかを考
えることからしましょう」

面談後、労働時間短縮について
考えてくれて、少し短くなって
います。

Dr.JOY上長時間在院医師への 実際の面接トライアル（他科）

2023年9月実施



高橋「なぜ院内に長くいますか？」

若手医師「えっ？わたし院内にいますか？科の中でも最も早く帰宅していると思いますけど。」

高橋「Dr.JOYの問題？自分の勤務状況データを確認して下さい。」

自分の勤務状態というのは、意外と把握するのが難しいのかもしれない

広島大学での面接指導

- 2024年7月より実際に実施
- 内科系医師に対して、外科系の面接指導医
- 外科系医師に対して、内科系の面接指導医
- 対面による面談：ワークシートを使用
 - 労働時間の把握
 - 健康状態の把握
 - 問題点の抽出

宿日直・昼夜勤・オンコール勤務体制

宿日直・昼夜勤・オンコール勤務体制

厚生労働省から、
**裁量労働制適用者は、
自施設内での定期的な宿日直（本院の昼夜勤を含む。）は不可**
副業・兼業先での宿日直業務は可
との見解が示された。

大学としてはかなり大きな問題

	裁量労働制適用者	非裁量労働制適用者
広島大学病院の場合	多くの教員 教授・准教授 講師・助教	医科診療医
外科学の場合	14人	11人

注) 裁量労働を選択するかどうかは、個人に委ねられているので、厳密には左の表に当てはまらない医師もいます。

今まで25人で行っていた当直を11人で行うの?!!



広島大学での当直とオンコール

- **以前** 全科当直 **多数**
 - 救急当直
 - 部門昼夜勤（ICU系など）
-
- **現在** 内科系当直 数人
 - 救急当直
 - 外科系当直 数人
 - （一般外科は当直必要か。輪番も可能か。）
 - 部門昼夜勤
 - **当直しない科はオンコールへ**

オンコール待機医師が到着するまでの初療対応

- 遠隔診療システム（次期医療情報システムの更新時に対応予定）
- オンコール用携帯，連絡体制の構築
- 待機手当

議論はいっぱい、やってみよう！

広島大学での当直とオンコール

(R5.12現在)		(R6.4月～)	
診療科区分	勤務区分	診療科区分	勤務区分
第一内科	宿日直	消化器内科	オンコール
		内視鏡診療科	オンコール
第二内科	宿日直	呼吸器内科	オンコール
		内分泌・糖尿病内科	オンコール
		リウマチ・膠原病科	オンコール
		腎臓内科	オンコール
第三内科	宿日直	脳神経内科	オンコール
循環器内科	宿日直	循環器内科	宿日直
精神科神経科	宿日直	精神科神経科	宿日直
小児科	宿日直	小児科（※1）	宿日直/オンコール
第一外科	宿日直	第一外科（※2）	宿日直/オンコール
第二外科	宿日直	第二外科	宿日直
脳神経外科	宿日直	脳神経外科	オンコール
整形外科	宿日直	整形外科	オンコール
皮膚科	宿日直	皮膚科	オンコール
泌尿器科	宿日直	泌尿器科	オンコール
眼科	宿日直	眼科	オンコール
耳鼻咽喉科	宿日直	耳鼻咽喉科（※3）	宿日直/オンコール
放射線診断科（診断）	オンコール	放射線診断科（診断）	オンコール
放射線診断科（IVR）	オンコール	放射線診断科（IVR）	オンコール
放射線治療科	オンコール	放射線治療科	オンコール
産科婦人科	宿日直	産科婦人科	宿日直
周産母子センター	宿日直	周産母子センター（※4）	宿日直/オンコール
麻酔科【1】	宿日直	麻酔科【1】	宿日直
血液内科	宿日直	血液内科	オンコール
血液外科	宿日直	血液外科	オンコール
救急外来・HCU	夜勤・日勤	(内科系) 救急外来・HCU	夜勤・日勤
		(内科系) 病棟担当	夜勤・日勤
SICU責任者	夜勤・日勤	SICU責任者	夜勤・日勤
麻酔科【2】	宿日直	麻酔科【2】	宿日直
麻酔科（手術担当夜勤）	夜勤・日勤	麻酔科（手術担当夜勤）	夜勤・日勤

当直医を半減

内科系救急を増員

循環器内科、小児科などを除き
基本的にオンコール体制に



労働／勤務時間の削減

宿日直：20枠	計
オンコール：3枠	
夜勤・日勤：3枠	

宿日直：20枠	計26枠
オンコール：3枠	
夜勤・日勤：3枠	

宿日直：6枠	計31枠
宿日直／オンコール：4枠	
オンコール：17枠	
夜勤・日勤：4枠	

オンコールに向けての連絡網の整備

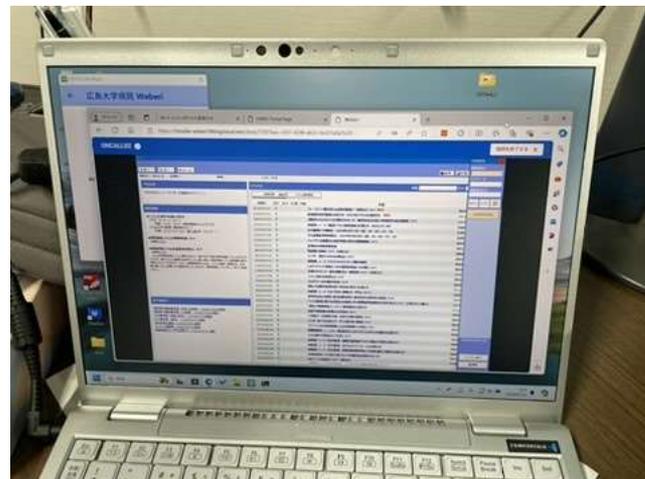


各診療科に対し
4台のオンコール用携帯を配布

4月以降にみられる様々な問題

- 内科系救急外来医の診察患者数が多い
- （以前は各診療科ごとに振り分け）
- オンコール医がやや連絡つきにくい

院外カルテの導入（準備中）



大学病院のカルテが閲覧、記載、処方など全ての機能が使用可能
（印刷などの関係から、使用可能だが、制限はあり）

タスクシフト・タスクシェア

タスクシフトとタスクシェア

タスクシフト



看護師



薬剤師、技師など

業務の移管

タスクシェア



業務の連携
業務範囲の拡大

広島大学でのタスクシフト・シェア

【看護師】

計画策定時点での取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行為研修の修了者の増員を図り、役割拡大 ・ チーム医療（多職種連携チーム等活動）の推進 	麻酔維持 救急部門 抗がん剤 DMコントロール
計画期間中の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き上記事項に取り組む ・ 輸血実施について、実施部署の拡大、実施率の向上 	

【薬剤師】

計画策定時点での取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師への処方提案等の処方支援 ・ 薬物療法に関する患者への服薬指導等 	事前合意プロトコルの遂行 疑義紹介 TDM 手術室業務、麻酔カート薬剤
計画期間中の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院支援部門における薬剤師による入院支援の拡大 ・ 外来がん化学療法患者の服薬指導および有害事象のモニタリングを通じた薬剤師外来の実施 	

【管理栄養士】

計画策定時点での取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職の代行入力 ・ 特別治療食の医師への内容提案及び指示の下による代行入力 	より良い食事メニュー
計画期間中の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士の各病棟専従配置 	

【臨床検査技師，診療放射線技師，臨床工学技士，理学療法士 等】

計画策定時点での取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種検査実施・補助，治療計画補助，各種文書作成補助 	ワークフローで医師への相談回数が減る
計画期間中の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークフロー見直しによる医師作業の簡素化・低減 	

【医師事務作業補助】

計画策定時点での取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師事務作業補助者 20 対 1 人態勢で医師の具体的指示の下，診療録等の代行入力 ・ 未配置の診療科に新たに配置を行うなど，適正配置を実施 	増員
計画期間中の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬改定を踏まえ，医師事務作業補助者 20 対 1 人態勢を維持し，医師の具体的指示の下，診療録等の代行入力を実施 	

患者支援、クリニカルパス、チーム医療

広島大学病院の看護師の特定行為研修

- 2019年度より育成開始
- 研修期間は1年間
- これまでに排出した修了生 のべ32名
 - 院内 7名 院外 25名

- 院内における特定行為修了生 10名

活躍しています！

修了した内容により、できることが決まる（下記の全部ができるわけではない）

- クリティカル関連
 - 直接動脈穿刺法による採血、橈骨動脈ラインの確保、末梢留置型中心静脈カテーテルの挿入、人工呼吸器がなされているものに対する鎮静薬の投与量の調整、侵襲的陽圧換気の設定の変更、カテコラミンの投与量の調整
- 創傷管理、ドレーン管理関連
 - 壊死組織の除去、陰圧閉鎖療法、ストーマ粘膜皮膚接合部抜糸、膀胱瘻交換
- 血糖コントロール関連
 - 指示簿の変更、低血糖時、医師とともに協議しインスリン調整
- **術中麻酔管理関連（修了生3名で、2名が実際に手術室で活動中）**
 - 患者の状態や手術進行状況に合わせて、麻酔科指導医とディスカッションを行いながら状況に応じた麻酔管理
- 術後疼痛管理関連
 - 硬膜外カテーテルによる鎮痛薬の投与量の調整

広島大学病院における術中麻酔管理



看護師による麻酔維持が行われている。

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士 (3職種) によるタスクシフト・シェア

- 厚生労働省の第2回「医師の働き方改革におけるタスクシェア／シフトの推進に関する検討会」で提示された**タスクシフト／シェアを推進する要件**
- 要件1 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件2 その職種が担っていた**従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務**であること。
- 要件3 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

要件2が満たされない！



- 資格取得前の人に対しては
(学校の) 養成課程の見直し、必要な教育課程の追加
- 資格取得後の人に対しては、内容によって、
職能団体が実施する研修の受講
厚生労働大臣が指定する研修を受講

3 職種によるタスクシフト／シェア

- 3 職種

- 静脈路の確保とそれに関連する業務

多くの項目が広島大学
で進められています

- 診療放射線技師

- 動脈路からの造影剤注入・CTコロノグラフィ
- 上部消化管造影検査における造影剤注入・病院又は診療所以外の場所における超音波検査

- 臨床検査技師

- 直腸肛門機能検査・持続皮下グルコース検査
- 針電極による脳波検査、検体採取（採痰）について
- 消化管内視鏡検査・治療における生体組織採取
- 超音波造影検査・成分採血装置の運転

- 臨床工学技士

- 血液浄化施行時の動脈表在科への穿刺、心・血管カテーテル治療時の電氣的負荷
- 内視鏡外科手術における硬性鏡保持

大学には若手医師が多いので、
これはあまり必要なし

これらの多くは、追加の教育（実地やe-learning）や厚生労働大臣が指定する研修を受講することが業務実施の要件です

技師会がタスクシフト、業務拡大のために活動しています

大学の産休・育休制度

産休・育休制度	<p>【特別休暇（産前）】 分娩予定日から起算して6週間以内</p> <p>【特別休暇（産後）】 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する期間まで</p> <p>【特別休暇（不妊治療休暇）】 一の年度において5日（体外受精や顕微受精を受ける場合は10日）まで</p> <p>【育児休業】 養育する子の3歳の誕生日まで</p> <p>【育児部分休業】 1日の所定労働時間が6時間を超える職員に限り、養育する子の9歳の誕生日以後の最初の3月31日まで、療養する子のために所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて3時間を超えない範囲内で15分単位</p>
---------	--



産後4カ月で
夜中の急患大動脈解離手術

細部に関しては、各科毎に異なる。

外科学) 出産予定のある人は個別に打診。
可能ならば、医科診療医や大学院生として大学の職員・学生として自由度を上げる。
女性医師を応援できる体制づくりを考えています。
他の医師に影響はないとは言えないため、更なる方策が必要。

まとめ

- 働き方改革と広島大学の状況について概説しました
- 医療の質を落とすことなく、労働時間を短縮する方法を考える必要があります。
- そのために、2022年より、ワーキンググループを超えた多くの医師、職員と何度も話し合い、丁寧な対話を繰り返しました。
- 「和を奏でよう」と思う気持ち、根底に必要だと必要だと思えます。
- 心臓血管外科医としては、緊急手術に関する問題は、学会でも問題となっており、今後の動向も注目していきます。
- 働き方改革は始まったばかりです。